

第3章 水害時のボランティア活動

水害時の復旧作業のうち、被災者自身が行うものは、排水、土砂の除去、瓦礫の撤去、倒木の除去、家屋の清掃、通路の確保、たたみの清掃、家屋内部の清掃、土のうの撤去、ドロをかぶった家財道具の搬出、ドロをかぶったたたみの撤去、ゴミの分別処理、ゴミ類の集積場への搬送、生活家具類の整理整頓などです。

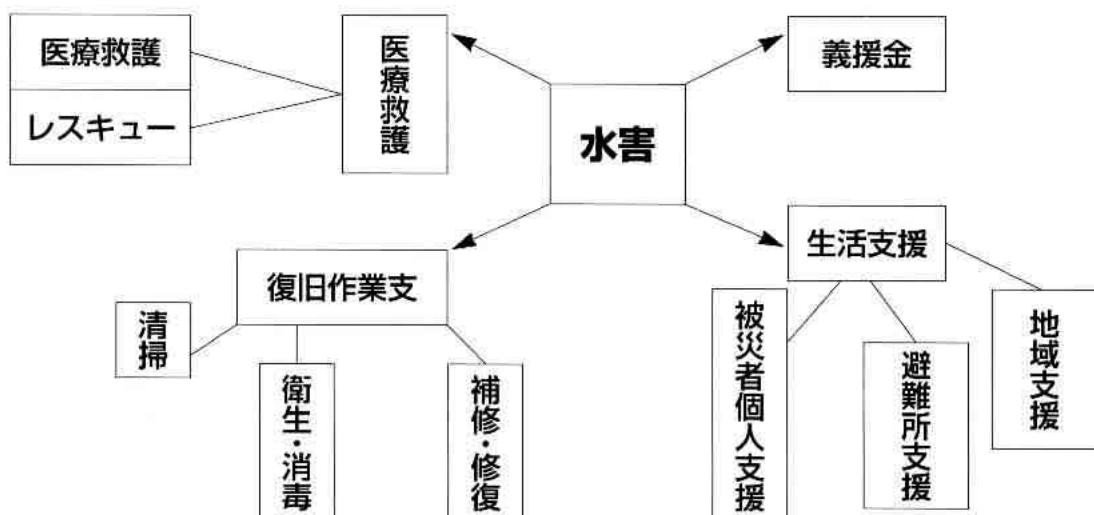
行政の役割は主に、道路、公共施設等の復旧のほか、清掃後の各家庭の消毒（消毒剤の配布等）ゴミ収集・撤去となります。ですから家屋の中に入り込んだ土砂などの除去等、家の敷地内の復旧は基本的には被災者の自助努力で行うこととなります。

このような私有地内での作業は多くの場合、家族や親類、隣近所の助け合い（共助）で行われることとなりますが、一人暮らしの高齢者など、支援が必要なケースもあります。その際に、隣近所以外の地元や外部からの救援ボランティアが復旧作業を手伝うことが求められます。

被災地を覆ったドロは、汚物も含んでいて不潔なため、作業には通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底が必要です。また、水を含んだ畳の運び出しなどは、若者でも重労働となります。作業によりボランティアの方々が「二次災害」を被らないようにする工夫が必要となります。また、ボランティアは被災者に対して過剰な支援を行わないことにも注意が必要です。ボランティアは被災者が、再び自分の力で立ち上がれるように支援を行うことが大切で、被災者の状況が落ち着いてくれば、その後は地域のコミュニティがその地域に合った方法で被災者の自立を支援することを尊重すべきです。

このマニュアルでは、災害時のボランティアセンターは、市町村単位で設置され、本部スタッフを除いて、その他のボランティアは日帰りで活動が可能であることを想定しています。また、ボランティア活動では炊き出しでの食中毒、交通手段を持たないボランティアが現地に入ることがかえって復旧の妨げになる等様々な問題があり、これら問題の処理のため、災害時のボランティアセンターの役割が重要であることを理解いただくことに重点を置いています。

ボランティア活動のマトリクス図



I 医療救護

災害時のボランティア活動には、発災直後に必要な医療救護やレスキュー活動がありますが、このマニュアルでは日本赤十字社の医療救護活動について述べます。

1. 災害救護活動

日本赤十字社の災害救護活動は以下の5つに区分されます。

医療救護

救援物資の備蓄と配分

災害時の血液製剤の供給

義援金の受付と配分

その他災害救援に必要な業務

※日本赤十字社は、災害対策基本法に定める指定公共機関に指定されています。

2. 医療救護

災害時において被災者に対する一刻も早い応急救護が必要とされる場合に、日本赤十字社は救護班を派遣し、救護活動を行います。これは、迅速な応急的災害医療により、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たすものです。また、避難所などへの巡回診療を行うこともあります。

医療救護については、災害救助法に基づく「災害救助に関する厚生省と日本赤十字社との協定」により、「医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く）」が各都道府県知事から日本赤十字社に委託されることとなりますが、知事からの要請がなくても、日本赤十字社独自の判断で救護班を派遣して救護活動を行うこともあります。

(1) 救護班

非常災害時において日本赤十字社が医療救護活動を展開するにあたり、活動の実施主体となるのが救護班です。

救護班は、原則として医師を班長とする6人（内訳は表1）を1班として編成し、医薬品や医療資器材のみならず食料、衣類、寝具等も持参し、自己完結型の医療救護活動を展開します。なお、日赤各都道府県支部において常備すべき救護班の定数は表2の通りですが、平成11年3月31日現在では全国で468班（6,224人）を編成しています。

(表1) 救護班の構成及び役割

構成	人数	役割
医師	1人	救護班班長として、診療業務主導者及び管理業務責任者としての役割を遂行する。
看護婦長	1人	班長業務の補佐として班長に協力するとともに、班運営に適切な助言をする。
看護婦	2人	班長や看護婦長の指示のもとで適切な救護活動を実施する。
主事	2人	救護班における庶務的役割を遂行する。
計	6人	

(表2) 支部において常備すべき救護班の数 (計455：平成11年3月31日現在)

支部名	救護班数	支部名	救護班数	支部名	救護班数	支部名	救護班数
本社	11	群馬	8	長野	12	和歌山	7
福岡	15	北海道	20	埼玉	10	岐阜	8
鳥取	5	佐賀	5	青森	8	千葉	10
静岡	10	島根	5	長崎	8	岩手	8
東京	20	愛知	15	岡山	8	熊本	8
宮城	8	神奈川	15	三重	8	広島	10
大分	8	秋田	8	新潟	10	滋賀	8
山口	8	宮崎	5	山形	8	富山	8
京都	15	徳島	7	鹿島	8	福島	8
石川	8	大阪	20	香川	7	沖縄	5
茨城	8	福井	8	兵庫	15	愛媛	8
栃木	8	山梨	5	奈良	5	高知	5

(2) 救護班が携行する救護資材

医療セット、天幕、担架、折り畳み寝台、発電機、投光器、無線機、浄水器 等

(3) 無線機、車両 (平成11年3月31日現在)

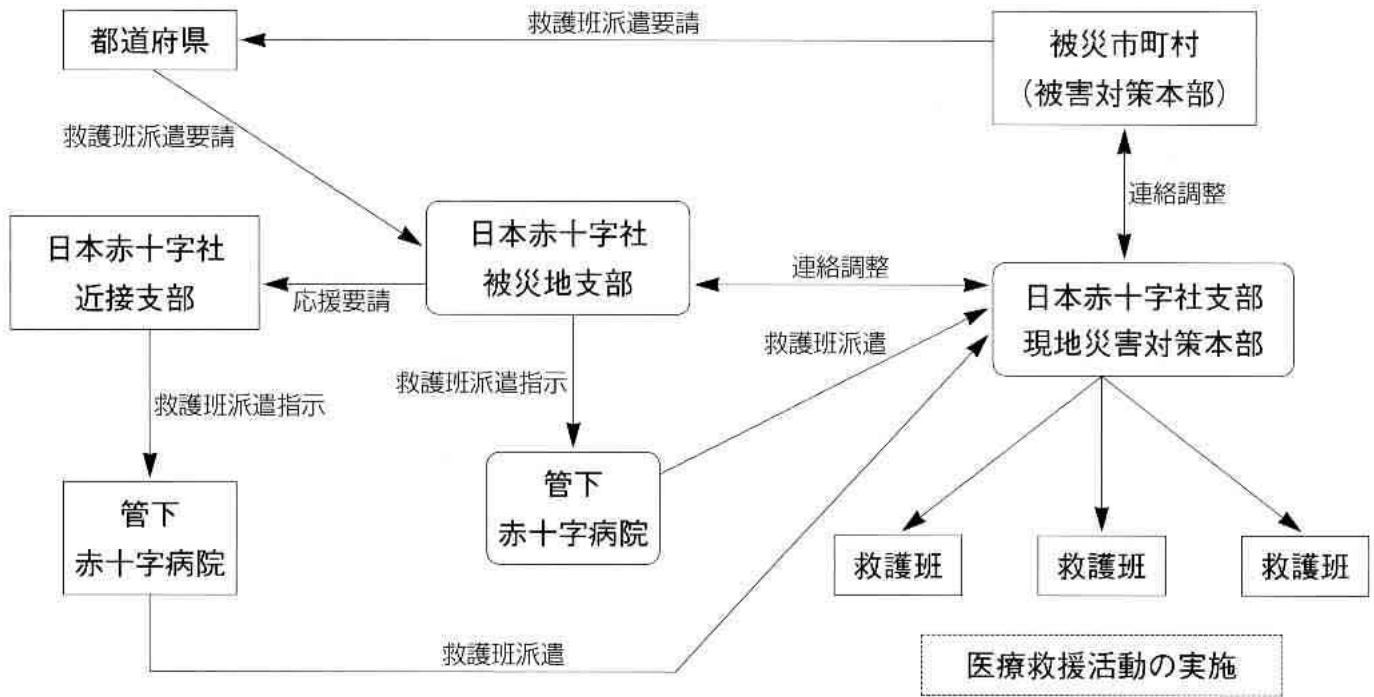
○業務用無線局 3, 203局

○救急車・災害救援車等救護車両 2, 150台

(4) 救護班派遣要請システム

日本赤十字社が実施する災害救護活動は、災害が発生した地域の支部（被災地支部）が主体となって行います。ただし、必要がある場合は、近接支部あるいは本社へ救援を要請することができます。

また、近接支部は災害等の状況により必要と認められる場合には、独自の判断により救護班等を派遣することができます。



3. 救援物資の備蓄と配分

毛布、日用品セット、お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）および各都道府県支部で独自に備蓄した救援物資を、被災者のニーズに応じて速やかに被災者に配布しています。

〈救援物資備蓄状況（平成11年度3月31日現在）〉

- ・毛布 207,944枚
- ・日用品セット 161,060枚
- ・お見舞品セット 6,616個

4. 災害時の血液製剤の供給

血液センターの全国的なネットワークを活かして、災害時に大量に必要とされる血液製剤の供給に万全を期しています。

Ⅱ 復旧作業

水害の状況によって復旧作業の内容は異なりますが、ここ数年の水害における復旧作業の実例をもとにボランティアが携わると考えられる復旧作業を整理したものが次の表です。内容、使用する道具については一例として参考になさって下さい。また、動力を使用する作業は、安全を第一に考えると一般のボランティアが関わるより、専門の機関等に任せることが望ましいと考え表からは除いてあります。

1. 清掃

項目	内容	使用する道具
家屋の外(庭等)の清掃	庭の汚泥の除去。外壁、戸、窓の洗浄。ゴミ拾い。草刈り等。	スコップ、一輪車、竹ぼうき、棒たわし、たわし、雑巾 タオル、バケツ、ホース鎌
家屋の中の清掃	床下の泥出し。床板の除去と清掃。たたみの清掃。内壁の清掃。柱の洗浄。風呂、トイレ洗い等。	スコップ、棒たわし、たわし、雑巾、タオル、洗剤（石鹼）、バケツ、ホース
家具・建具の清掃・洗浄	泥の拭き取り。建具洗い。電気製品の拭き掃除等。	たわし、雑巾、タオル、洗剤（石鹼）、バケツ、ホース
農機具などの清掃	鍬、鋤、鎌の洗浄。農作業機械の清掃・洗浄等。	たわし、雑巾、バケツ、ホース
仮住居の清掃	床の清掃。窓ふき等。	電気掃除機、雑巾、洗剤（石鹼）
食器の洗浄	割れた食器の除去。汚れた食器の洗浄と整理等。	タオル、台所石鹼、ゴミ袋、バケツ

2. 衛生・消毒

項目	内容	使用する道具
家屋の中の消毒	床下、壁、風呂、洗面所、台所、 トイレの消毒。 石灰の散布。殺虫剤の散布。	石灰、殺虫剤、タオル
家具の消毒	家具の内部の消毒。	殺虫剤、タオル
庭(園庭)の消毒	土壌の消毒。	殺虫剤

3. 補修・修復

項目	内容	使用する道具
家具、置の搬入	家具、建具、置、家財の搬入。 ふすまの入れ替え等。	台車
電気製品の修理	汚れの除去。絶縁部分の修理。	工具一式、タオル
家屋内の補修	座板の補修。障子貼り。	はけ、金槌



Ⅲ 生活支援

被災者への直接的な支援は、ボランティア活動の中でも最も期待されるものです。被災者にとって、このような個人的な生活支援は、大きな支えとなり、復旧・復興への足がかりとなります。ただし外部のボランティアによる支援は、住民同士の助け合いだけでは十分でない場合に限って行うべきです。

ここでは、復旧にかかわる作業分野から離れ、一般的な被災者の生活支援についての活動内容をまとめてみました。

1. 被災者個人支援

内容	注意する点
作業着の提供	救援物資として集める衣類は、作業用に適した衣類が良い。使い捨てをしてもらうので、十分に仕分けをしておく。使用済みの衣類を処理する方法を決めておくと良い。
引越しの手伝い	被災者の私有財産を扱うので、担当するボランティアの身元を明らかにしなければならない。 災害時のボランティアセンターで、受付をすること。 被災者がお手伝いの要望をした場合は、必ず災害時のボランティアセンターへ届け出る。
在宅被災者への巡回	被災者のプライバシーに立ち入ることを認識すること。 被災者を弱者扱いしたり、「助けてやる。」という意識は自立を妨げ、被災者を傷つける。 「何でもします。」ではなく、どこまでの作業が必要なのかを事前に確認し、できないことは断る。専門家が必要な作業は、災害時のボランティアセンターに届け出る。 介護が必要な人の入浴は、ある程度専門的な知識と経験のある人が担当すること。 被災者の話し相手となることは、ストレスを緩和する大きな効果がある。 飾った言葉や哀れみの表現を用いて話さないようにする。 プライバシーや私有財産にかかわるので、災害時のボランティアセンターで受け付ける。
老人介護	専門家の指導のもとに行う。 痴呆症などの人を赤ちゃん扱いすると、当人の幼児化を促進してしまうことがある。
子供のケア	子どもの日常の習慣を崩さない。あくまでも短期の補助であることを認識する。 親の考え方を十分に確認してから子どもに接する。 災害に起因するトラウマが何らかの障害を生む場合もある。
障害者のケア	生死に関わる補助であることも認識する。 専門家の補助員であるというスタンスを守る。

2. 避難所支援

避難所への避難は、内水型水害の場合は事前に避難勧告が出されて発災前に避難していることが多く、外水型水害のように突然の洪水の場合は発災後に避難所が開設されてからの避難となります。

これらの違いによりボランティアの活動も変化します。

(1) 内水型水害時の避難所

避難所には、地方自治体等によって必要な物資や日用品が準備されています。また、ボランティア活動もほとんど地元の方によって行われることが多いです。知った人同士の共助活動が中心となりますので、被災者は個人的な要望を我慢し、窮屈な生活を強いられることにもなります。避難所生活は、比較的短期間（1～2日）になることが多いことから、被災者の共助が中心となり、おのずとその地域の慣習が活動のベースとなります。

(2) 外水型水害時の避難所

この場合の避難所は発災直後のみならず、水が引いた後の、倒壊家屋に居住していた被災者を受け入れることとなります。ですから震災による避難所と同じ条件や態勢が考えられます。内水型水害と違い、避難所生活は比較的長期になり、多くのボランティアの支援が必要となります。

内容	注意する点
炊き出し	夏冬を問わず、できるだけ暖かい食事を提供すると良い。 汁物の炊き出しが食べやすく最適である。 人数や所要時間の制約があるため、食器を洗わなくてもよい工夫が必要である。 (器にラップを敷く等) 紙製品を使用し不燃廃棄物を出さない。
食料・日用品の配布	被災者全員に配れるだけの数量が確保されていない場合は、その最も有効な使い方を決め、たとえ特定の人への供給になっても他の人が納得できる配布をする。
清掃	整理整頓だけでなく、水やドロに汚れた衣類、家具、日用品の処置が必要である。 水洗い作業や雑巾での拭き取り作業が多い。 重労働が多いので、被災者とも相談し、チームの編成と作業のローテーションを決める。 個々人が勝手に作業をしないよう統一した手順を作成することが望ましい。
洗濯	水やドロに浸かった衣類は乾いただけでは使えないので洗濯をする必要がある。 衣類は原則として使い捨てにし、被災者にはこまめに着替えをしてもらうほうが良い。
風呂炊き	すべての公衆浴場が使えなくなるのではないので、避難所では手足の汚れを落とす程度でよい場合が多い。 乳幼児のための湯沸かしを忘れない。

3. 地域住民及び地域外の人々への支援

水害の被災地では、インフラやライフラインの復旧作業に伴って、地域住民及び復旧作業等に携わる地域外の人々への日常生活にかかる支援が必要となります。特に復旧作業を円滑に行うためには情報のとりまとめが必要であり、また被災地域外の人々（ボランティア、マスコミ、復旧作業従事者など）と地域住民とのコミュニケーションについても支援を行う必要があります。

内容	注意する点
被災地ガイドの作成 (道案内や迷子案内等も含む)	安全な道路、公共施設、商店などの情報が伝わるよう、地域住民の協力を得て作成すると良い。 支援に駆けつけるボランティアや専門機関の人にとってわかりやすいように作りましょう。
情報掲示板の作成	情報の不足や情報の不正確な発信にならないよう注意する。
資機材の提供	復旧作業に必要な資機材は、地方自治体等ではまかなえないことがあるので、地域住民が協力し合って必要な資機材を持ち寄ることが大切である。 資機材の個人的な貸し借りではなく、地域住民がルールや役割分担を決め、総合管理をすることが望ましい。 地方自治体への要望も地域住民がまとまって行うことが良い。
場所の提供	一時的な避難地や倉庫として民間の施設が役立つことがある。 民間施設の提供とその管理については、地域住民の自律的なルールの遵守が求められる。
救援物資の提供	被災地外から届けられる物資だけでなく、被災地内でお互いに持ち寄る物資は、被災者に大いに役立つ。 洗濯できない状況では古着の提供が有効である。

Ⅳ 義援金

義援金は、市民の自発的善意によって集められた寄付金です。それは、寄付される市民の意思を考慮すると、感謝激励の見舞金の性格を濃厚に持つものであり、根本的には被災者の当面の生活を支えるものと位置づけられます。

したがって、その配分に関しては、できるだけ早く配るという「迅速性」、寄付者の意思を生かし、かつ適正に届けられる「透明性」、被災者皆に被害の程度に応じて等しく配られる「公平性」といった、いわば義援金の三原則が守られる必要があります。

(参考資料：52頁～54頁)



第4章 災害時のボランティアセンターの役割

I 災害時のボランティアセンターとは

本マニュアルでいう災害時のボランティアセンターは、被災地域に臨時に設置される民間のボランティアセンターを指しています。被災地で活動する諸団体やボランティアの活動にとって、地域の窓口としての役割を担うとともに、主に次のような業務を通じて地域における自発的な活動の総合的な調整を実施する仲介的役割を担います。このようなセンターの機能では、被災者や地域が持つ様々なニーズにきめ細かく対応することが大きな役割であり、地方自治体等の進める全体的かつ公平な救援活動とパートナーを組むことによって、最も効果的な救援活動を行うことができると考えられます。

様々な団体・機関による活動などを通じて得られる被災者ニーズの把握

ボランティア関連情報の受発信

地方自治体等との仲介や調整

外部のボランティアの受け入れ

諸団体・機関が相互に情報の共有や連携を持つための協議の場の提供など

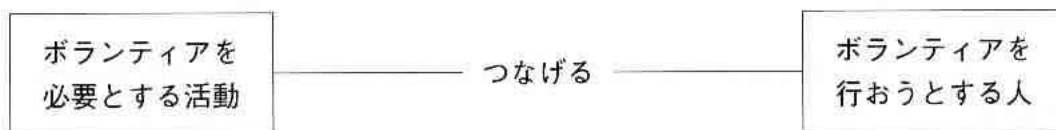
被災地では、このような仲介的なボランティアセンター以外に、避難所や被災地域で活動に当たる団体等が個別のボランティアセンターの機能を有する場合がありますが、ここでいう災害時のボランティアセンターとは、それらとは別に市町村レベルでの仲介・調整の役割を担うボランティアセンターを指しています。



Ⅱ 災害時のボランティアセンターの役割

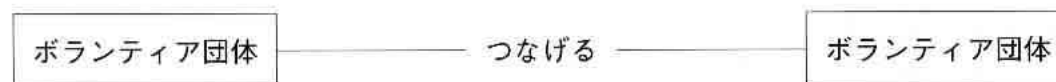
1. ボランティアの調整ということ

(1) ボランティアの受け入れ、情報の提供



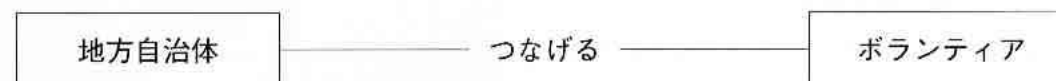
被災地での活動は、個人がバラバラに活動するのではなく、活動内容とボランティアとをうまくつなげて、活動を行う必要があります。このため被災地でボランティアの支援が必要な場合、情報の提供、ボランティアの募集、受付、活動場所へのつなぎやチーム編成、オリエンテーションやミーティングの実施などボランティアの力を無駄なく、活かしていく役割が必要です。

(2) 被災地で活動する団体間の情報の共有、協議の場の提供



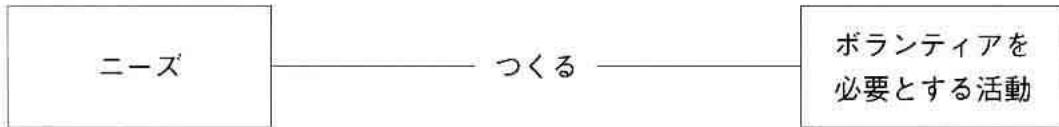
災害時には、様々な団体や機関が被災地でそれぞれの理念に基づいて活動しています。しかしこれらの団体が何の連携もなく活動してしまえば、被災者にとっても、団体にとっても決して好ましいことではありません。互いの活動がより生かされ、被災者にとって最も好ましい活動が実現するためには、それぞれの団体が、活動の考え方の交換や有している情報の共有、活動の棲み分けや協働するなど様々な調整が必要であり、そのための場が必要となります。そのような場の提供も、災害時のボランティアセンターの重要な役割となります。

(3) 地方自治体とボランティアとのパイプ作り



地方自治体が被災者全体を対象に実施する救援活動と、ボランティアが個別に展開する支援活動とは、自ずと性格を異にする部分がありますが、両者の活動があいまってこそ、効果的な被災者救援活動が実現するはずで、そのためには相互に活動を補完しあっているという認識が必要です。それぞれが有している情報を共有することにより双方の救援活動の質を高めることにもなります。地方自治体とボランティアがパートナーとして両立していくために、その接点となるボランティアセンターの役割は大変重要です。

(4) 被災者の支援にとって必要な新たな活動の開発



実際のボランティア活動そのものに携わると、被災者のニーズ全体を見通すことが難しくなります。活動等を通じて得られた情報の中から、新たに求められる支援活動を状況に応じて計画していくことは、災害時のボランティアセンターとして全体を見通せる立場にあるからこそできる重要な役割です。

2. 災害時のボランティアセンターはどのように作られるのか

被災地域にあって、仲介的な役割を持つボランティアセンターは、ボランティア活動の様々なコーディネートを行う重要な拠点となりますが、その設置については地域によって以下のような様々な形体が予想されます。しかし、当該地域の自治体や諸団体との信頼関係の確立、センター閉鎖に当たっての引継等を考慮すると、センターは地元の諸団体や人材によって運営されることが望ましいといえます。社会福祉協議会や日本赤十字社などが中心となり地域で平常時からセンター設置のための協議を行っている場合は、これらが設置するボランティアセンターに参加するとよいでしょう。

地域内のボランティア団体・市民団体・ボランティア活動推進団体などが中心となって作るケース

被災地域内の団体等で災害時のボランティアセンターの設置が困難な場合は、被災地域外の団体等の支援によって設置が進められるケース

地方自治体のイニシアティブによって、民間団体を中心にセンターの設置が進められるケース

3. 災害時のボランティアセンターの設置と運営に必要なこと

災害時のボランティアセンターが設置され、被災地においてその機能を発揮するためには、ボランティアセンターの運営を通じて、ボランティアや活動する諸団体がボランティアセンターとうまく連携し、またボランティアセンターを支援するなどの形が地域の中にできあがるのが不可欠です。ここではそのために必要な要件をまとめてあります。

(平成11年「広がれボランティアの輪」連絡会議提言「災害救援活動におけるボランティア支援のあり方」から引用)

(1) 災害時のボランティア活動の原則

災害時のボランティア活動は、あくまでも被災者の自立、復旧支援の立場から行われるべきものであって、救援活動を担うボランティア関係諸団体や機関は、この趣旨の下に自らの活動を行い、相互に協力するよう努めることが大切である。

(2) 災害時のボランティアセンターの設置

ボランティアによる救援活動の総合的な調整のため、被災市町村に早期に災害ボランティアセンターを設置する必要がある。

(3) 災害時のボランティアセンターの設置と運営

市町村に設置される災害時のボランティアセンターは、その地域の民間の諸団体を中心に、外部からの支援活動の受け皿を作り、被災地の住民の意思が反映され、地方自治体の認知を得て設置・運営されることが望ましい。

災害時のボランティアセンターの設置には、下記のような基本的要件を満たす団体が中心的役割を果たすことが望まれる。

被災地域の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。

被災地の行政機関との信頼関係がある、または作ることができること。

被災地の中で中立的な立場を保つことができること。

ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。

集団や組織のマネジメントができること。

(4) 地方自治体の協働と支援体制

地方自治体は、災害時のボランティアセンターの意義と役割を踏まえて、同センターと協働できるような地方自治体側の体制を作る必要がある。また、災害時には地域の実状に即した、民間団体等主導の災害時のボランティアセンターが設置できるよう、常日頃から側面的な支援を提供することが重要である。



(5) 災害時のボランティアセンターと他のボランティア団体等との連携

被災地で活動する民間団体、ボランティア団体等は、災害時のボランティアセンターの役割・機能を認識し、連携することが望まれる。

(6) 都道府県レベルで設置される災害時のボランティアセンターの役割

都道府県レベルで設置される災害時のボランティアセンターは、市町村レベルで設置されるボランティアセンターを様々な形で支援する存在として重要である。さらに広域災害においては、複数の市町村のボランティアセンターに対して情報・支援を提供する拠点として重要な役割を担う。

(7) 災害時のボランティアセンターの情報集約・共有機能

より効果的な救援活動が行われるよう、被災地のボランティアセンターは情報の集約・提供の機能を持つ必要がある。発信すべき情報の内容や発信する相手先を慎重に取捨選択し、また外部ボランティアの支援活動のための情報の受発信窓口となるための体制を早期に確立する必要がある。

(8) 経理等の透明性の確保

災害時のボランティアセンター設置・運営資金の提供を受けた場合には、資金の計画的な運用や用途について説明責任が求められる。



Ⅲ 災害時のボランティア活動の展開とボランティアセンター

1. 災害時のボランティアと活動のタイミング

災害時のボランティア活動がどのように展開されるかは、災害の種類や規模や、災害発生後の時間的経過などにより異なりますが、大まかな流れとして次に示す表のような動きが考えられます。

災害時のボランティアと活動のタイミング

フェイズ	一般的状況	被災地市民	赤十字防災ボランティア	外部ボランティア
フェイズ0	発災直後から組織的救護活動が実施されるまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> 自分や家族、身近な人の救援 自主防災組織、消防団など自治的な救援組織あるいは住民一般が相互に救援活動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 防災関係機関、テレビ・ラジオ、被災地に近い防災ボランティアからの情報収集 初動対応の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応の決定 医療関係等の専門ボランティア団体は、初動対応の決定
フェイズ1 (緊急対応期)	行政や公的機関による組織的救援が開始され、生命優先の緊急対応が実施される段階。救出・医療救護、衣食住の確保が最優先となる期間	<ul style="list-style-type: none"> 地域に自治的な組織ができた場合、行政や外部からのボランティアとの連携の模索 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での情報収集 被災状況、ボランティアを必要とする被災者のニーズ、公的機関の救援状況や他団体等の生活状況など情報の収集 ボランティアセンターの設置 状況によって、現地レベルの防災ボランティアセンターや支部レベル防災ボランティアセンターの設置 緊急支援活動の実施 医療救護活動の支援、地域や避難所等への救援物資の配分、炊き出し被災病院支援など緊急的支援活動の実施 ボランティアの募集 状況により受付、募集の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門ボランティア団体の活動 医療救護など専門領域のボランティアが活動を展開 ボランティアの受け入れ ボランティアの受け入れなどコーディネート体制作り（都道府県レベル、市町村レベル、団体レベルそれぞれで） 要介護者等の支援 被災した病院、施設などの支援
フェイズ2 (応急対応期)	緊急対応が収束してから、本格的な地元復興が開始されるまでの応急対応の期間	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを必要とする被災者のニーズの多様化 被災地域、避難所内での被災者自治組織の形成促進 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の拡大 フェイズ1からの継続の中での活動の拡大（外国人安否調査など） 他団体とのネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの集中期 特に非専門、組織化していないボランティアの集中期 活動団体間のネットワークの形成 災害ストレスへの対応
フェイズ3 (復興期)	本格的な復旧・復興対応が取られる期間	<ul style="list-style-type: none"> 復興に向けての地域ボランティア組織の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア組織の支援 活動撤退の準備 被災地域の対応状況によって、活動の撤退を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア組織の支援 活動の撤退

2. 災害時のボランティアセンターの展開例

(1) 小規模災害（局所的な風水害や火災等で、住民避難があっても一時的な場合。）

ボランティア活動が、被災地で小規模に実施されたとしても災害時のボランティアセンターの設置の可能性は低いと考えられます。



(2) 中規模局所災害

(比較的大きな災害であるが、被災は市町村内一部の地域にとどまる場合。)

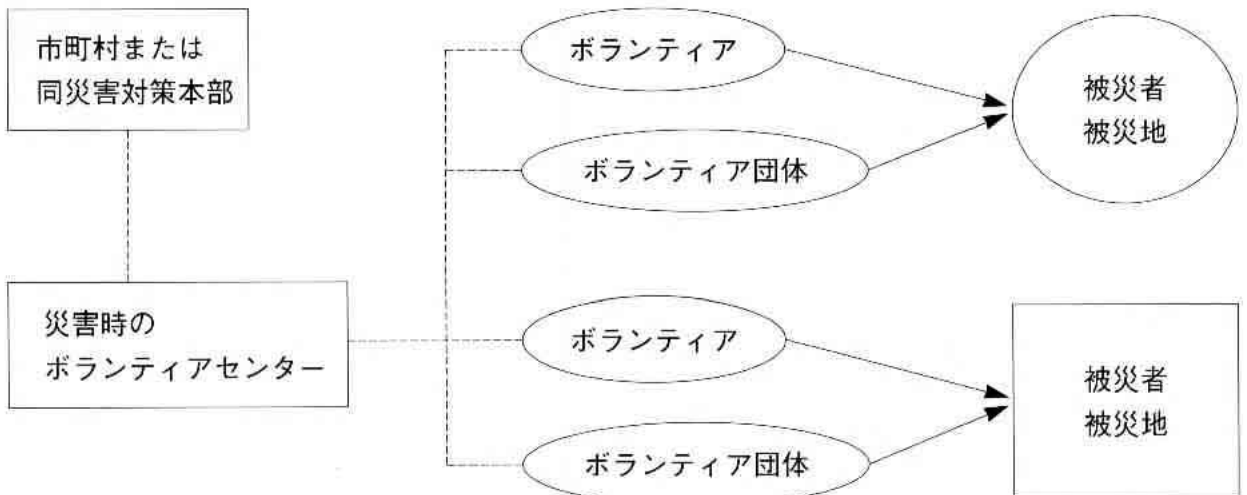
ボランティア団体等は、災害時のボランティアセンターと連携を密にすることが望まれます。



(3) 中規模広域災害

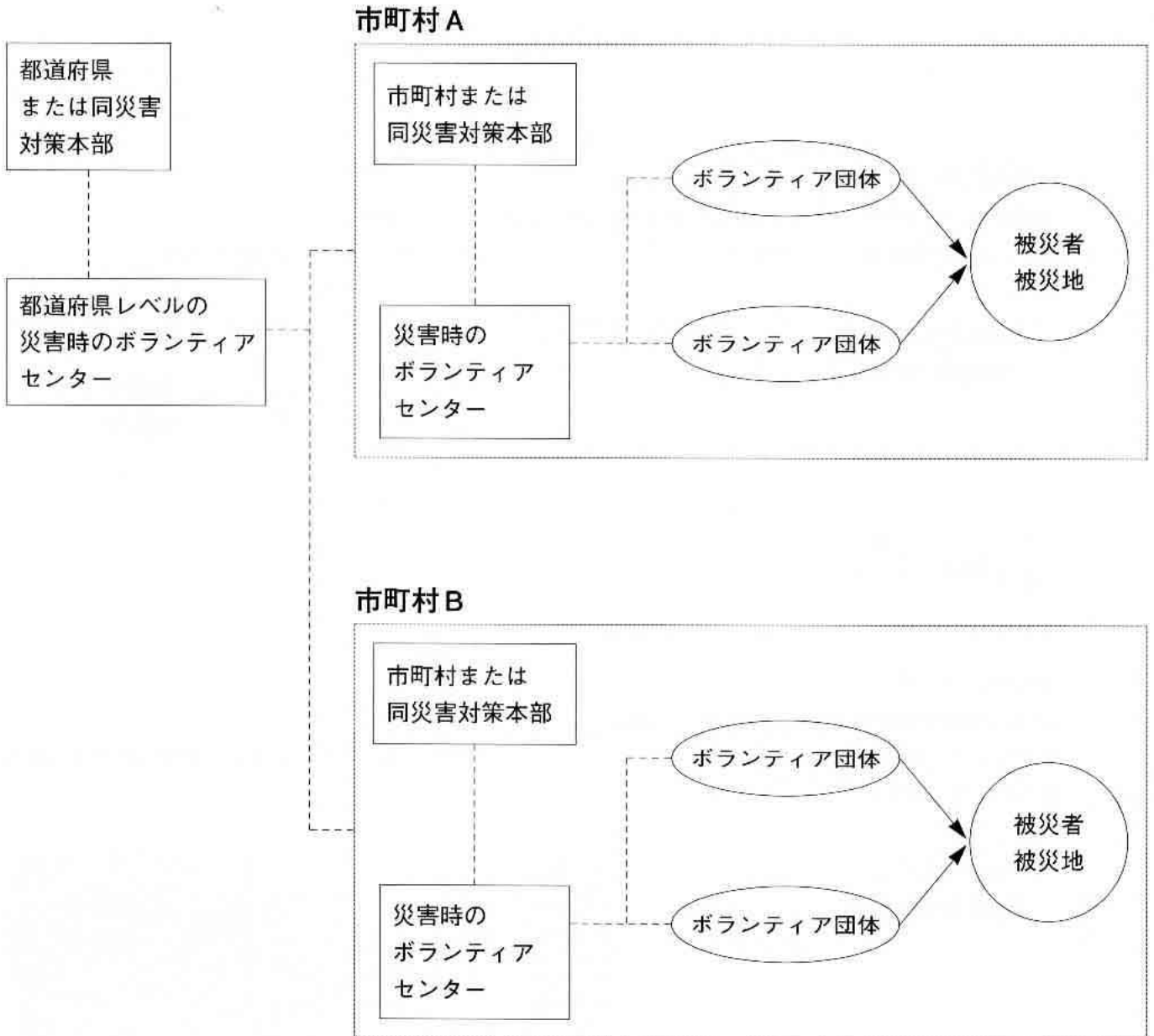
(大きな災害で被害は市町村全域におよぶ場合)

ボランティア団体等は、災害時のボランティアセンターと連携を密にするとともに、情報の共有等の場を持つことが必要です。



(4) 大規模災害（大規模な災害で被害が複数の市町村におよぶ場合）

複数の被災市町村にそれぞれ災害時のボランティアセンターが設置される可能性があります。さらに市町村間のボランティア活動の支援・調整等を行うために都道府県レベルで災害時のボランティアセンターが設置されることも予想されます。さらにこれらのボランティアセンターの後方支援（人、物、情報等）として、広域的なボランティアネットワークなども加わることが考えられます。



3. 災害時のボランティア活動の資金

ボランティアは、原則的に自己完結ではありますが、中長期にわたる救援活動においては、最低限の活動に伴う経費の負担が生じてくることがあります。特に災害時のボランティアセンターは、情報の集約やボランティアの安全管理など多方面にわたり、運営経費を必要とします。このような場合に、災害時のボランティアセンター独自で資金の調達が必要となります。公的助成や補助金の適用される場合もありますが、災害時のボランティアセンターとして募金活動を行うことも大きな検討課題となります。

(1) 支援金

災害時のボランティアセンターとしての募金活動は、被災者に対する義援金との区別をすることが大切です。あくまでボランティア活動に必要な資金を集める趣旨を明確にし、「ボランティア活動支援金」とするとよいでしょう。

(2) 募金活動

募金方法については、マスメディアの利用を含めて、企業や各種財団への支援要請を行うことができますが、被災者に負担となるような広報は控えなければなりません。

(3) 報告の義務

ボランティア活動支援金は、使途を明確にし、決算報告をしなければなりません。必要に応じて、監査役を選任し公開の場で報告することが望まれます。

